

「益城町高齢者・障害者タクシー券」の交付

高齢者や障がいのある人に「益城町高齢者・障害者タクシー券」を交付します。

対象者

①～④のいずれかに該当し、自動車やバイクを運転していない人。

- ① 75 歳以上(昭和 23 年 4 月 1 日以前生まれ)
- ② 65 歳以上 74 歳以下(昭和 23 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日生まれ)で、運転免許証を自主返納している
- ③ 18 歳以上 74 歳以下(昭和 23 年 4 月 2 日～平成 17 年 4 月 1 日生まれ)で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかを持っている
- ④ 18 歳未満(平成 17 年 4 月 2 日以降生まれ)で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかを持ち、保護者が自動車を運転していない

※①か②に該当し、令和 4 年度にタクシー券の交付を受け 1 枚以上使用した人には、郵送で交付します。申請の必要はありません。

- ・令和 4 年 4 月 2 日以降に益城町に転入または障害者手帳を取得した人は対象外です。
- ・介護保険施設か障害者施設に入所中または入院中の人は申請できません。

交付内容

タクシー券 6,000 円分(契約タクシー業者のみ有効)
※令和 5 年度は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、2,000 円増額しています。

申請方法

次の必要なものをそろえ、郵送か福祉課窓口(役場 1 階 7 番窓口)で申請してください。

※障がいのある人は、窓口での申請をお願いします。

必要なもの

- ・申請書(窓口で受領/町ホームページでダウンロード)
- ・申請者の「本人確認書類」(免許証、保険証など)
※代理申請の場合は、代理人の「本人確認書類」
- ・運転免許証を自主返納した人は、「運転免許取消通知書」か「運転経歴証明書」
- ・障がいのある人は、「障害者手帳」

郵送申請の送付先

〒 861 - 2295

益城町役場 福祉課 益城町タクシー券担当

※申請に必要な書類の写しを同封してください。担当係で受け付け後、タクシー券を対象者に郵送します。

申請期限 令和 6 年 3 月 29 日(金)

問い合わせ先

高齢者 福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113

障がい者 福祉課 障がい支援係 ☎ 286 - 3115

行政相談委員を紹介します

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき委嘱するもので、住民の皆さんが暮らしの中で感じた役場の仕事に対する苦情や要望などを直接受け付け、住民と役場のパイプ役となり、その解決・実現のお手伝いをします。

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

問 総務課 行政係 ☎ 286 - 3111

まつお はじめ
松尾一さん(再任)

☎ 090 - 5479 - 7485

電話に出られない場合は、できるだけ速やかに折り返し電話します。

